

第3回久慈市議会定例会会議録(第4日)

議事日程第4号

平成19年9月14日(金曜日)午前10時00分開議

- 第1 認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、認定第11号、認定第12号(決算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第2 議案第4号、議案第5号、議案第8号(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第3 請願受理第1号、請願受理第2号(教育民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第4 議案第6号(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第5 議案第7号、議案第9号、議案第10号(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第6 議案第1号(質疑・討論・採決)
- 第7 議案第2号(質疑・討論・採決)
- 第8 議案第3号(質疑・討論・採決)
- 第9 発議案第3号、発議案第4号(採決)

会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成18年度久慈市一般会計歳入歳出決算
- 認定第2号 平成18年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第3号 平成18年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第4号 平成18年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 認定第5号 平成18年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第6号 平成18年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 平成18年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 平成18年度久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 平成18年度久慈市工業団地造成事業

特別会計歳入歳出決算

- 認定第10号 平成18年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第11号 平成18年度久慈市平庭高原施設事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第12号 平成18年度久慈市水道事業会計決算
- 日程第2 議案第4号 情報公開条例等の一部を改正する条例
- 議案第5号 政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 営農飲雑用水施設条例の一部を改正する条例
- 日程第3 請願受理第1号 義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める請願
- 請願受理第2号 教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める請願
- 日程第4 議案第6号 観光交流センター条例
- 日程第5 議案第7号 特別用途地区内における建築物の制限に関する条例
- 議案第9号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 議案第10号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成19年度久慈市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第2号 平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第3号 平成19年度久慈市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 発議案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める意見書の提出について
- 発議案第4号 教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める意見書の提出について

出席議員(25名)

- 1 番 梶 谷 武 由君 2 番 上 山 昭 彦君
3 番 泉 川 博 明君 4 番 木ノ下 祐 治君

- 5 番 澤 里 富 雄君 6 番 藤 島 文 男君
 7 番 砂 川 利 男君 8 番 畑 中 勇 吉君
 9 番 小 倉 建 一君 10 番 山 口 健 一君
 11 番 中 平 浩 志君 12 番 中 塚 佳 男君
 13 番 佐々木 栄 幸君 14 番 桑 田 鉄 男君
 15 番 堀 崎 松 男君 17 番 小野寺 勝 也君
 18 番 城 内 仲 悦君 19 番 下斗米 一 男君
 20 番 清 水 崇 文君 21 番 下 館 祥 二君
 22 番 大 沢 俊 光君 23 番 濱 欠 明 宏君
 24 番 八重櫻 友 夫君 25 番 高屋敷 英 則君
 26 番 宮 澤 憲 司君

欠席議員（1名）

- 16 番 大久保 隆 實君

事務局職員出席者

事務局 長 亀田 公明 事務局次長 大橋 良
 庶務グループ 総括主査 大森 正則 議事グループ 総括主査 長内 実
 主 事 大内田博樹

説明のための出席者

市 長 山内 隆文君 副 市 長 工藤 孝男君
 副 市 長 外館 正敏君 総務企画部長 末崎 順一君
 市民生活部長 佐々木信蔵君 健康福祉部長 菅原 慶一君
 農林水産部長 中森 健二君 産業振興部長 卯道 勝志君
 産業振興部部長 下館 満吉君 建設部長 嵯峨喜代志君
 山形総合支所長 角 一志君 山形総合支所次長 野田口 茂君
 教育委員長 岩城 紀元君 教育次長 大湊 清信君
 選挙管理委員会 委員 鹿糠 孝三君 農業委員会 会長 荒澤 光一君
 監査委員 木下 利男君 総務企画部長 根井 元君
 教育委員会 総務学事課長 宇部 辰喜君 (併)選挙事務局長
 監査委員 野田 勝久君 農業委員会 事務局長

~~~~~  
 午前10時00分 開議

議長（下斗米一男君） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~  
 諸般の報告

議長（下斗米一男君） 諸般の報告をいたします。
 議員発議案2件についてお手元に配付いたしております。

〔参 考〕

発議案第3号

義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年9月14日提出

久慈市議会議長 下斗米 一男 様

提出者 久慈市議会議員 堀崎松男

提出者 久慈市議会議員 中塚佳男

提出者 久慈市議会議員 大沢俊光

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

提出者 久慈市議会議員 梶谷武由

義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める意見書

義務教育は、日本国憲法に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培い、社会人になるために欠かせない基盤です。教育の全国水準や教育の機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国と地方が義務教育に係る共同責任を果たすために、また、義務教育費によって地方財政が圧迫されないために義務教育費国庫負担制度が生まれたことも歴史的に明白です。現在、30人以下学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県費で行われています。このように、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、このような施策は本来、国の財政負担と責任において行われるべきです。

義務教育費国庫負担制度は国の財政難を理由に、1984年以降少しずつ切り崩されてきました。この間、全国の多くの県議会及び市町村議会から義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書が提出されてきました。本県においても岩手県議会をはじめ、9割を超える市町村議会から同趣旨の意見書が提出されています。

しかし、こうした設置者や教育関係者の声があるにもかかわらず、2005年、国は義務教育費国庫負担金について国の負担割合を二分の一から三分の一とする大幅削減を決定しました。この負担割合の削減は地方に大きな負担を強いるものとなります。さらには国庫負

担制度を廃止してもかまわないという指摘もあります。そうならば、多くの県では財源が確保できないために、現行の教育条件すら維持ができず、義務教育の原則である教育の機会均等が保たれないということが最も危惧されます。

義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、学校事務職員・栄養職員の適用除外も検討されています。両職種は子どもたちの教育にとって、どの学校にも不可欠な職員であり、適用除外すべきではありません。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成19年9月14日

岩手県久慈市議会
議長 下斗米 一男

内閣総理大臣
総務大臣 殿
財務大臣
文部科学大臣

発議案第4号

教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年9月14日提出

久慈市議会議長 下斗米 一男 様

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也
提出者 久慈市議会議員 中塚佳男
提出者 久慈市議会議員 大沢俊光
提出者 久慈市議会議員 堀崎松男
提出者 久慈市議会議員 梶谷武由

教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されていますが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。きめ細やかな教育の実現のためには、文科省が策定する義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画の実現が必要です。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界があります。このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。教育は未来への先行投資であり、国は子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられるという教育の機会均等を保障しなければなりません。そのためにも教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記

(1) きめ細やかな教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施することとあわせて、30人以下学級の実現を図ること。

(2) 教育にかかる費用の保護者負担を軽減するための措置を講ずること。また、就学援助や奨学金制度の充実を図ること。

(3) 子どもたちに、安心・安全な学校生活を保障し、また、学びの多様化に応じた学校施設となるように、学校施設整備費を含む教育予算の充実を図るために、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

(4) 教職員の人材を確保するために、教職員給与の財源を確保・充実すること。

平成19年9月14日

岩手県久慈市議会
議長 下斗米 一男

内閣総理大臣
総務大臣 殿
財務大臣
文部科学大臣

~~~~~

日程第1 認定第1号、認定第2号、認定第

3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、  
認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定  
第10号、認定第11号、認定第12号

議長（下斗米一男君） 日程第1、認定第1号から  
認定第12号までの12件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。下館決算特  
別委員長。

〔決算特別委員長下館祥二君登壇〕

決算特別委員長（下館祥二君） 決算特別委員長報  
告を行います。

本定例会において決算特別委員会に付託されました  
認定第1号から認定第12号までの平成18年度久慈市一  
般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水  
道事業会計決算について、去る9月11日と12日の2日  
間にわたって委員会を開催し、審査いたしましたので、  
ご報告申し上げます。

本委員会は、議長及び議会選出の監査委員を除く全  
議員で構成された特別委員会であり、委員会における  
質疑・答弁など詳細な審査経緯につきましては、各位  
の承知するところでありますので、その結果について  
ご報告申し上げます。

まず、認定第1号「平成18年度久慈市一般会計歳入  
歳出決算」は、採決の結果、賛成多数をもって認定す  
べきものと決しました。

次に、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決  
算についてであります。認定第2号「平成18年度久  
慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」、認定第4  
号「平成18年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決  
算」、認定第5号「平成18年度久慈市介護サービス事  
業特別会計歳入歳出決算」、認定第6号「平成18年度  
久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」、認定第7  
号「平成18年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入  
歳出決算」、認定第9号「平成18年度久慈市工業団地  
造成事業特別会計歳入歳出決算」、認定第10号「平成  
18年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」、  
認定第11号「平成18年度久慈市平庭高原施設事業特別  
会計歳入歳出決算」及び認定第12号「平成18年度久慈  
市水道事業会計決算」の9件は、採決の結果、いずれ  
も全員異議なく、認定すべきものと決しました。

また、認定第3号「平成18年度久慈市国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算」、認定第8号「平成18年度久  
慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算」は、採決の

結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（下斗米一男君） ただいまの委員長報告に対  
し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論の通告がありますので、発言を許します。  
18番城内仲悦君。

〔18番城内仲悦君登壇〕

18番（城内仲悦君） 私は日本共産党久慈市議団を  
代表し、平成18年度久慈市一般会計歳入歳出決算認定  
に対し反対の討論を行います。

反対の第1の理由は、障害者自立支援法の制定に伴  
い、利用者に1割の自己負担を求める制度の導入、介  
護保険法の改定に伴う介護制度からの利用制限、利用  
締め出し等は、市民に大変な負担と苦痛を与えていま  
す。これらはいずれも政府の法改定に起因しているも  
のですが、福祉のまちを宣言している久慈市として、  
何ら手当てがないのは大変残念であります。

反対の第2の理由は、街なか再生核施設整備問題で  
あります。20億円を超える投資ですが、将来展望が明  
確でないこと、事業の進め方においても公正、明朗に  
欠けた進め方が見られたことであります。

反対の第3の理由は、お年寄りを二重、三重に苦し  
める後期高齢者医療制度問題であります。同制度は、  
扶養されている高齢者からの保険料徴収の問題、保険  
証を取り上げる問題、診療報酬の別建てによる医療差  
別等、抜本的見直しが必要であります。この制度を現  
状のまま発足させれば、大変な混乱を引き起こすこと  
になることは明らかであります。

反対の第4は、人事行政における成果主義賃金導入  
準備の問題です。同制度は、公務労働にはなじまない  
制度です。経費削減、財政確保が叫ばれる中、市民か  
らの相談にも時間を気にしたり、福祉の分野で財政効  
果を上げようとしたら、サービスの縮小か負担をふや  
すしかなくなります。職員間の人間関係も破壊され、  
協力・共同の関係も喪失し、結局は市民への負担増と  
サービス低下となって、はね返ってくることになりま  
す。

反対の第5の理由は、養豚場建設誘致の問題です。  
久慈市は、この問題に昨年の春から取り組んできたの  
であります。その取り組み経過を見ると、行政が主体

的に検討・検証を重ねながら取り組んできたとは到底言えないのであります。企業誘致に当たっては、既存の産業、地元産業とのかかわり、安心安全の確保、市民合意の可能性等、十分な検討を求めたいと思います。

以上5点を指摘し、反対の討論といたします。

議長（下斗米一男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。まず、認定第1号「平成18年度久慈市一般会計歳入歳出決算」を採決いたします。本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下斗米一男君） 起立多数であります。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号「平成18年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」、認定第4号「平成18年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算」、認定第5号「平成18年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」、認定第6号「平成18年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」、認定第7号「平成18年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」、認定第9号「平成18年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算」、認定第10号「平成18年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」、認定第11号「平成18年度久慈市平庭高原施設事業特別会計歳入歳出決算」、認定第12号「平成18年度久慈市水道事業会計決算」を一括採決いたします。以上9件は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、認定第2号、認定第4号から認定第7号まで及び認定第9号から認定第12号までの9件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号「平成18年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」、認定第8号「平成18年度久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算」を採決いたします。以上2件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下斗米一男君） 起立多数であります。よって、認定第3号及び認定第8号は認定することに決定

いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第4号、議案第5号、議案第8号

議長（下斗米一男君） 日程第2、議案第4号、議案第5号及び議案第8号を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。高屋敷総務常任委員長。

〔総務常任委員長高屋敷英則君登壇〕

総務常任委員長（高屋敷英則君） それでは、本定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案3件について、去る9月7日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第4号「情報公開条例等の一部を改正する条例」について申し上げます。

当局の説明によりますと、本案は、郵政民営化を初めとする郵政民営化関連法が一部を除いて本年10月1日に施行されることに伴い、関係する条例3件について、所要の整理をしようとするものであります。

改正の内容でございますが、情報公開条例の一部改正及び個人情報保護条例の一部改正については、日本郵政公社が解散し、民営分社化することから、日本郵政公社の字句を削除するものである。

また、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、簡易生命保険法の廃止により、新たな保険契約ができないこととなるが、現在契約されている簡易生命保険はそのまま独立行政法人に継承されることから、引き続き職員の給与から控除することができるよう、所要の改正をするものであるとの説明がございました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、郵政民営化により、市行政の公金取り扱い等に影響があるのかどうかとただしたのに対し、公金の取り扱い等は現在の契約を継承することから影響はないと答弁がございました。

また、新たな簡易保険契約ができないのは、民間会社になるからできないのかとただしたのに対し、簡易生命保険法が廃止され、民間会社を取り扱う保険となることから、この法律による新たな契約ができないこととなるとの答弁がございました。

採決の結果、議案第4号は全員異議なく原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、郵政民営化にかかわる郵便貯金法の廃止及び証券取引法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

なお、改正の内容であります。郵便貯金法の廃止に伴い、郵便貯金は銀行法上の預金に含まれることとなったことから、郵便貯金などの字句を削除するものであります。

また、証券取引法の一部改正により、金銭信託に関する項の削除及び法律の題名が証券取引法から金融商品取引法に改められたことから、所要の整備をしようとするものであると当局から説明がございました。

採決の結果、議案第5号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「営農飲雑用水施設条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

なお、委員会では、議案第8号について、現地調査をしたところであります。

本案は、山形町日野沢地区に実施している県営中山間地域総合整備事業において、平成13年度から事業着手している営農飲雑用水施設の取水場、浄水場、導・配水管等の大部分の施設が完成し、10月からの一部給水開始が可能となり、地区住民の生活環境の向上や健康の保護、営農用水の利便性の向上を図ろうとするものであります。

なお、改正の内容であります。営農飲雑用水施設条例に新たに日野沢地区営農飲雑用水施設を加えようとするものであるとの当局からの説明がございました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、計画区内の戸数と人口の民家カバー率が100%でないのはなぜか、また将来の給水戸数が増加しても、能力的に受け入れは可能であるのかどうかとただしたのに対し、給水対象戸数55戸のうち、7戸については現在使用している自前の施設で対応したいとのことであり、また仮に今回未加入戸数や他に生活部分での使用水量が増加しても、能力的に給水可能であるとの答弁がありました。

そのほか、山形町全体の給水施設の状況、未給水地区の今後の計画や中山間地域総合整備事業の概要、さ

らには安全管理等について質疑が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第8号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（下斗米一男君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第4号「情報公開条例等の一部を改正する条例」、議案第5号「政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」、議案第8号「営農飲雑用水施設条例の一部を改正する条例」、以上3件は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、議案第5号及び議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 請願受理第1号、請願受理第2号

議長（下斗米一男君） 日程第3、請願受理第1号及び請願受理第2号の2件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。桑田教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長桑田鉄男君登壇〕

教育民生常任委員長（桑田鉄男君） 本定例会において教育民生委員会に付託されました請願2件について、去る9月7日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果をご報告いたします。

まず、請願受理第1号「義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める請願」についてであります。本請願は、教育の全国水準や教育の機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられた義務教育費国庫負担制度が1984年以降、切り崩されている。

さらに、2005年、国は義務教育費国庫負担金について、国の負担割合を2分の1から3分の1に大幅削減を決定したが、これらは地方に大きな負担を強いるも

のであり、多くの県では財源確保ができないために、現行の教育水準すら維持できず、義務教育の原則である教育の機会均等が保たれないということが危惧されている。

このようなことから、義務教育費国庫負担制度の堅持及び負担割合の2分の1の復元を求め、政府関係機関に対して意見書を提出してほしいというものであります。

審査に当たっては、当局及び請願紹介議員からの説明等を参考に審査したところであります。

委員会での主な意見等ではありますが、まず義務教育は憲法に基づき国民の権利として保障されており、義務教育費の国庫負担制度は堅持すべきである。

また、国の負担割合の削減分は地方交付税で算定されているというものの、交付税総額そのものが縮減されているのが現状である。

義務教育費は、国の役割・責任において負担すべきであり、負担割合3分の1を2分の1に戻せということは、極めて重要かつ適切な要望である。

これらのことから、本請願の採択に賛成するとの意見が出されたところであり、採決の結果、請願受理第1号は全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、請願受理第2号「教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める請願」についてであります。本請願は、子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

また、教育は未来への先行投資であり、等しく良質な教育が受けられるという教育の機会均等などを保障するため、教職員定数の改善と教育費予算の確保・充実に求め、政府関係機関に対して意見書を提出してほしいというものであります。

委員会での主な意見等ではありますが、まず30人以下学級の実現や図書館司書教員の配置等のためには、現場の教職員をふやすことが大事だと思う。

文部科学省は、平成20年度予算概算要求に管理職を補佐する主幹教諭の配置や習熟度別少人数指導の充実、特別支援教育の充実などのため、公立小・中学校教職員7,121人の増員を盛り込んだが、市の現状と教育委員会としての考え方についてただしたのに対し、主幹教諭に関しては現在のところ情報が無い。習熟度別少人数指導の充実に関しては、現在小学校3校に4名、中学校3校に5名配置されている。

特別支援教育の充実に関しては、言語の通級指導に対し2校3名が配置されているが、LD、いわゆる学習障害、ADHD、注意欠陥多動性障害等への配置がなされていないため、市単独事業くじかがやきプランとして、6校8名を配置している。

これらのほか、不登校や問題行動対応として、中学校2校に2名、養護教諭が小学校に1名、事務職員が小学校に1名それぞれ配置されており、教育委員会としては、国の責任において、これらがさらに拡大・充実されることを要望しているとの答弁がありました。

次に、教職員の増員など請願の趣旨には賛成だが、同時にいじめや非行などをなくするため、学校現場でも創意工夫が必要であり、学校運営に携わる先生方もさらに努力すべきであるなどの意見が交わされ、採決の結果、請願受理第2号は全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（下斗米一男君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。請願受理第1号「義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める請願」、請願受理第2号「教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める請願」、以上2件については委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、請願受理第1号及び請願受理第2号の以上2件は原案のとおり採択と決定いたしました。

~~~~~

日程第4 議案第6号

議長（下斗米一男君） 日程第4、議案第6号を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。堀崎産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長堀崎松男君登壇〕

産業経済常任委員長（堀崎松男君） 本定例会にお

いて産業経済委員会に付託されました議案第6号「観光交流センター条例」について、去る9月7日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果をご報告いたします。

まず、当局から、本案は、観光及び特産品の情報発信を行い、歴史・文化等の伝承活動及び市内外の交流を通じて、地域の産業振興に寄与するために、平成20年4月の供用開始に向けて準備を進めている観光交流センターの適正な管理運営を図るため、条例を制定しようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

初めに、観光交流センターは指定管理者による管理を考えているとしているが、委託額はどの程度か、指定管理者の選定はどのようにするのかとただしたのに対し、指定管理料として3,000万円程度と試算している。選定に当たっては、市内の団体を対象として、指名公募したいとの答弁がありました。

次に、指定管理から外れる施設があるのかとただしたのに対し、産食体験館及び山車創作体験館は市で直接管理するとの答弁がありました。

次に、市民協働ホールの活用に関し、その一部のスペースはまちづくり、あるいは奉仕を目的にしている団体で構成する協議会をつくり、その協議会に一括貸し付ける考えであるとしているが、協議会組織、運営等の考え方についてただしたのに対し、現在貸し出しを希望する6団体に協議会の設立に向けて広く市民に呼びかけるよう話しており、さらに活動方針を定めることなどしながら、運営等が柔軟に対応できるよう協議しているとの答弁がありました。

次に、市民等に貸し出しする施設についてただしたのに対し、多目的ホール、山車展示スペース、市民協働ホール、イベントスペースを想定しているとの答弁がありました。

また、山車展示スペースにおける山車の展示方法、道の駅としても併用する考え方、市道整備等の周辺環境整備、施設整備後の市日の開催場所等について質疑が交わされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（下斗米一男君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。17番小野寺勝也君。

17番（小野寺勝也君） まず、ご審議いただいた委

員長にお尋ねいたしますが、指定管理者と利用者、それから名称はどうか分かりませんが、協議会との関係ですね。委員長報告では、指定管理者が立ち上げる協議会に一括貸し付けするんだという報告であったと思うんですが、この一括貸し付けは、いわゆる長期的な貸し付けということになるかと思うんですが、その点についてお聞かせをいただきたい。もしその点でのあれがなければ、当局の方からお尋ねいたします。

2点目ですが、施設利用の平等・無差別の原則からして、長期的だとすれば、一括貸し付け長期的となれば、平等・無差別の原則との関係はどういうことになるのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

議長（下斗米一男君） 堀崎委員長。

産業経済常任委員長（堀崎松男君） 恐らく協働ホールの関係でございますけれども、先ほど申しましたように、協議会をつくって一括貸し付けするということでございますが、これにつきましては、いろいろ質問が出されましたけれども、特定の方々になくて、市民にPRして、その団体をもって協議会を構成するとの答弁がございました。

それから、もう一つ、長期的になるのかということでございます。それについては、委員会では出されませんでした。

それから、無差別利用についても協議はなされませんでした。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 公の施設のうちの長期の貸し付け、それから独占的な使用の関係でございますが、地方自治法の公の施設の条項によりまして、公の施設のうち特に重要な施設については、議会の議決を経て指定しなければならないということになっているわけございまして、本市の場合にそういう重要な施設としての位置づけをしている公の施設はございません。そういったことで、地方自治法上の長期独占的な使用という部分には当たらないというふうにご考えているところでございます。

それから、実態上からして、協働ホールについては、協議会のところでのいろいろ、指定管理に出すわけでございますので、指定管理者のところでのいろいろ議論していくわけですが、施設の機能として、市の方で考え方を整理しておりますので、協議会の運営をしながら、広くまちづくり団体に活用していただきたいというふ

うなことで施設を設置しているものがございます。

委員会の中でも議論がありましたように、入退去等については柔軟な対応をしていくというふうなことで、指摘の部分には当たらないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 17番小野寺勝也君。

17番（小野寺勝也君） 私はこの事業については、将来展望についての疑問を呈し、吟味、検討を求めてきたところですけれども、今の問題でも、いわゆる施設利用の平等・無差別の原則の観点からいっても、協議会をつくるんだと。それは単なる利用における時間調整機能ではないんですね、説明を聞くと。そうすると、やはり平等・無差別の原則としてどうなのかという問題が生じてくると思うんですが、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、公の施設、ランクづけといいますか、重要云々の位置づけはないということですが、公共施設としての住民の利便に供するという観点から言えば、そういう長期的、独占的な利用ということになると、これまた平等の原則からしてどうなのかという疑問が出てくるかと思うんですが、その点いかがですか。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 今回の観光交流センターにつきましては、中心市街地の活性化のために施設を整備するものでございまして、市民内外の交流、それから観光情報等の発信というふうなことで、いろいろな多機能の要素を持った施設なわけでございます。

公共施設全体から見れば、そういった平等利用という部分を排除しているものではないわけでございますので、利用できるような仕組みになっているものでございます。

施設の機能の部分について、協働ホールの部分については今のような仕組みでございますが、ただ協働ホールのもう一つの機能の中に、市民、それから内外から訪れた方が自由に使えるスペースというのも用意してあるわけでございます。

今回の協働ホールのまちづくり団体につきましては、中心市街地の活性化のために、その団体として活動拠点をもちながら、協力、協働して取り組みをしていきたいという強い熱意が示され、そういったものに施設

を整備したということでございますので、平等の部分については、そういうスペースは十分に確保しているというところでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 1番梶谷武由君。

1番（梶谷武由君） 7条にかかわってですが、多目的ホールの使用についてです。ここでは使用料、営利を目的としない場合、10平方メートル30円、それから使用する場合には指定管理者の許可を受けなければならないとありますが、多目的ホールは市民や一般の利用者が自由に出入りできて、休憩できたり、あるいは談笑できるような場所というふうに考えていたわけですが、そうすると、この場合、一々指定管理者の許可を得て使用するということになるわけで、料金を設定したことについての討論等がなかったのかどうかお伺いをいたします。

議長（下斗米一男君） 堀崎委員長。

産業経済常任委員長（堀崎松男君） 第7条の関係でございますけれども、このホールにつきましては、一応市民にも広く活用していただくということでございますので、それとまた一方で、催事等開催の場合に使用もするというところでございます。そうしたことで、料金については徴収するというところでございました。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 1番梶谷武由君。

1番（梶谷武由君） そうすれば、利用者が個人で自由に出入りできるということは、お金を払わなければ、多目的ホールには入れないというようなことだったでしょうか。

議長（下斗米一男君） 堀崎委員長。

産業経済常任委員長（堀崎松男君） 個人の部分については出ませんでした。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 施設のそれぞれの部屋を利用する場合について料金をお支払いいただくということでございまして、施設の出入りの部分は自由ということになるところでございます。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） この分については当局にお伺いします。

まちづくり団体としてお考えのようですが、青年会

議所、ライオンズクラブ、東ロータリー、ソロプチミスト、NPO、そのものがまちづくり団体というふうには市は認定というか、そういうふうに位置づけたということですか。

私はどういう活動をしているか余りわかりませんが、協力したいということで来たから位置づけたのか、従来そういう活動をしてきて、そういう実績があって、位置づけたのか、その辺お聞かせいただきたい。

それと、もう一つは、指定管理者が6団体に対して協議会をつくって、広く呼びかけてということですが、この条例ができて、指定管理に委託をして、その後に指定管理者が協議会を立ち上げるようにするのか、その協議会立ち上げの問題はもう動いているのか。

いろいろな準備をしてきたという答弁があったんですけども、広く市民に呼びかけてもらう、それはいつのことなのか。条例ができていないのに、それが既に動いているのかということが前にも一般質問等であったわけですけども、その点、実際この方たちが呼びかけて、協議会をつくるということになると、なかなか一般市民が入り切れないところがあるのではないかという気がするんですが、その点、多くの市民に使ってほしいと言いつつも、なかなかそういうふうに見えてこないわけですけども、お聞かせいただきたいと思います。

それから、現在6団体が共同して申し出が来たということですが、せんだってもお伺いしたんですけども、この条例上の市民協働ホールは、営利を目的にしない場合と営利を目的にする場合があって、申し入れた6団体については営利を目的にしない場合として認めようとしているのではないかと私は考えますけれども、そうすると協働ホールのスペースはどうなるのかわかりませんが、協働ホールのスペースが幾らあって、長期に使いたいという方が多く出てきたときに、片一方の自由に市民が使えるところが少なくなってくるのではないかという危惧もするし、長期的にそこを使うという団体がいるとすれば、なかなかそこに入っていけない。自由にどうぞ使ってくださいと言われても、なかなか入っていけないということになるのではないかという気がしますけれども、そういうことが考えられないのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、まちづくり団体と言われる人たちは、事務

所を区切らないで、オープンにして、それぞれ机を並べて使うことになるのか。そういう使い方についても、全部区切って、小部屋にして使うことになるのか。その辺ちょっとわからないので、協議会に入ったメンバーは、そのフロアの中で机を並べて活動するというふうに想定しているのか、それが見えてこないでお聞かせいただきたいと思います。

それと、この条例上で定義の問題ですが、第2条の2号、市民活動及び休養のための施設を提供することとなっていますが、市民活動といった場合、何をどういうふうに指すのか、その定義についてもお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（下斗米一男君） 城内君、委員長に何か質問してください。手順を踏んでください。いきなり当局だけでなく、委員長報告に対してです。

委員長、今の質問、答弁できますか。堀崎委員長。

産業経済常任委員長（堀崎松男君） 最後の部分でちょっと出ましたが、机とか、いすとかという話が出ましたが、この協働ホールはスペースが二つに分かれておりまして、その一方は市民の方が使えるということでございますし、あともう一つは、今度立ち上げる6団体を含め、協議会で使用するということでございますので、自由に使える場所と団体が入る場所はある程度スペースが分かれているという環境になっているということでした。

以上です。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） それでは、まちづくり団体の定義といいますが、そういった部分の質問もございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

市民が自発的に、かつ主体的な取り組みを行いまして、公益的な活動を行う団体、これにつきまして市民活動団体、まちづくり団体というふうに理解をいたしているところでございます。これにつきましては、法人格の有無を問わず、広くNPOなども包括するものというふうに考えているところでございます。

ただ、この場合に宗教活動であるとか、政治活動、また営利を目的とした活動をする団体、これは当たらないものというふうに考えているところでございます。

そこで、今回の協議会の立ち上げの部分でいろいろ質問があったわけでございますが、経過から申し上げ

れば、先ほど申し上げました6団体が市の方に、今回の事業にまちの活性化のために団体として協力したいので、活動する拠点というものを設けていただけないだろうかというふうなことで申し入れがあり、検討し、その施設として、その機能を有する施設の整備をいたしたものでございます。

そこで、当初申し出のあった6団体が協議会をつくり、進めていただく方向で検討しているわけですが、ただその6団体に限定するものではなくて、広くまちづくりの団体に開放したいというのが市の考え方でございまして、そここのところの調整といいますが、広く呼びかけをお願いしていると、こういうふうなことでございますので、そここのところに特定したものではないというふうなことでございます。

それから、もう1点、この6団体すべてが入るかどうかが、この部分についても現在いろいろ団体等との調整等もしなければならぬというふうな状況にございます。そういったことで、この協議会がこの利用の一つの基準であるとか、利用に当たってのそれぞれの考え方を整理していただくという意味で、協議会の構成をお願いいたしているものでございます。そういうことでございますので、広くまちづくり団体に活用をお願いしたいということでございます。

それから、協働ホールにつきまして二つの機能があるということでございます。一つは、そういうまちづくり団体が事務をとったり、協議をしたり、そういった空間が一つでございます。それから、会議室といいますが、もう一つ部屋が別にございまして、そこについては広く市民の皆さんに開放していきたいというふうな考え方でございます。

一つには、今回、中町にこの施設を整備するわけですが、その際に中町の町内の皆様は金子デゼルのところを町内会としていろいろお使いになってきた経緯があるようでございます。そういったことで、ぜひ観光交流センターの利用に当たっては、町内会も活用できるような空間の整備もお願いしたいというふうなお話もいただいております。協働ホールの中にそういった機能を設けているところでございますので、ぜひその部分についてご理解をいただきたいと思っております。

それから、協働ホールの団体等が入る施設でございますが、これは一部屋の空間として、そこにお入りに

なった団体がその空間をそれぞれ間仕切りするのではなくて、一つの空間としてお使いをいただくと、そういうふうな考え方になっているものでございます。

それから、市民活動の条例の第2条第2号の市民活動というふうなことでございますが、これの定義というお話でございますが、久慈市はまちの目指すべき将来像、方向性というものをを出しているわけございまして、そういったものの広く将来像に向かった取り組み、そういったものが一つの定義になるだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 今の定義の説明は、ちょっとなかなか理解できない説明なんですけど、もうちょっと具体的にお話しできませんか。

もう一つは、これから協議会をつくって、さまざま決め事をしてゆだねていくんだと。そして、市民に広く募集していくんだと。しかも、同じフロアの中で活動するんだというお話ですが、そうしますと、このフロアの使い方については、協議会が一定の基準をつくって、そして募集もして、よしあしの決定を協議会がしていくんだということなんですか。

最初の流れでいうと、市に6団体の申し出があって、協議会を立ち上げて、一定の方向を出したんだと。今後は指定管理者に委託をして、その後において、この協議会が設立されて、6団体を中心にした協議会がいろいろな規程をつくって、募集していくんだと。募集して、協議会が決めた募集要項に合えば、入れていくんだということになりますが、ただそのスペースからいって、スペースを平面的に扱うということですから、スペース自体が当然限りがあるわけですね。

そうすると、最大何団体ぐらまで可能なのかということを考えているのか、あるいは二つのスペースも、使いたい団体、あるいは事務局を置きたいという団体がふえたときに、市民が自由に使えるスペースを減らして、そっちをふやすということも当然考えられるんですが、そういったことも今後あり得るのか。

協議会がいつ設立されて、いつの時点でスタートするんですか、それが見えてこない。底流では動いてきているんだけど、しかし底流で動いているのは6団体だけで、あとの市民に向けてはこれからということでしょうが、いつからになるのか。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 2条2号の関係の市民活動の定義というふうなことでございますが、市民活動につきましては幅広い部分があるかと思えます。

例えば地域の伝統文化、それから芸術の振興などに取り組んでいくというふうな活動もあると思えますし、地域の防災・防犯、そういった良好な環境づくりのために市民運動として取り組んでいくというふうなこともあろうかと思えます。

それから、教育、スポーツ、保健、福祉、地域の活性化、いろいろな分野があると思えますが、今回私もが整備いたしますのは、観光交流センターで、その中の一定の目的を持った部分で施設の整備をしていくわけでございますので、すべての部分は網羅できないわけでございますが、それぞれの公の施設が目的別にありますので、そういったところの部分を活用しながら、全体的な対応はしていくということになるかと思えます。

それから、協議会の立ち上げにつきましては、考え方として整理をしているものでございまして、指定管理に出して、これから進んでいくものでございます。

それから、フロアが希望者が多くて満杯になったときどうするのかということでございますが、それらの利用調整をするために、一つの組織が必要だろうと。特定の団体の意向によって、その施設の管理運営がなされるということであれば、うまくないので、その利用調整機能として、協議会というものが必要というふうに考えているところでございます。

私どもといたしましては、多くの団体があって、入り切れない状況というのがあれば、うれしい悲鳴なわけではなくてでございますが、中心市街地にはいろいろと空き店舗、それから事業所等がございますので、そういったケースが生じた場合については、他のそういったいろいろな施設等の活用も含めながら検討されていくものだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 24番八重櫻友夫君。

24番（八重櫻友夫君） 本当であれば、補正予算の中で聞くべきだとは思いますが、今ちょうど出ていた項目ですので、確認の意味でお聞きします。

まちづくり団体、6団体の皆さん方が組んでまちづ

くり団体というので入るということで、これはやはりよい点から考えると、利用者をきちんと確保できるという面では大変いいことだと。そして、また悪い点から考えると、一部の団体だけに偏ったというところが市民の思いとしてあると思えます。

その利用するまちづくり団体の皆さん方の駐車場はどのように考えているのか。その場所を利用するように考えているのか、それともどこか別なところをお願いするようにしているのか、これを1点だけ確認しておきます。

議長（下斗米一男君） 八重櫻友夫君、議運での確認事項ですが、委員長に対して質疑をして、答弁がなければ当局という手順でございますので、まずは委員長に質問でいいですか。なければ、その後、当局からということで、ご理解をお願いします。堀崎委員長。

産業経済常任委員長（堀崎松男君） その入る団体の駐車場のスペースについては質疑がありませんでした。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 今回中町に整備します施設については、絶対的な駐車場が普通車で50台、大型バスで4台ということで、不足している現状でございます。

イベント等があった場合、それからまちづくり団体も含め、従業員の皆さんの駐車場確保というのは検討されていかなければならないというふうなことで、病院跡地等もその補完機能として検討いたしているものでございます。

それから、臨機な対応になるのかなというふうに思っておりますが、まちづくり団体の打ち合わせ等は一般的には休日、夜間が多いというふうに向っていますし、状況次第ということになると思えますが、常時おいでになる方は、観光交流センターの前の駐車場でない場所に別に設けていただくと、そういう基本的な考え方でございます。

議長（下斗米一男君） 24番八重櫻友夫君。

24番（八重櫻友夫君） 大変失礼いたしました。委員長の答弁になかったものですから、すっかり当局の方にとりまして、質問させていただいたんですが、再度今の件についてお伺いいたします。

今、部長のお話もありましたように、50台の規模しかないものですから、例えばまちづくり団体の人たち

がお昼に昼食をとりながら会議をやりましょうということになった場合に、どの団体であっても、1人1台乗ってくれば、50台の車がびっしりになると。一般のお客さんたちが来たときには利用できないという関係がございますので、少なからずこの団体、きちんと明記して、県立病院の跡地を利用してくださいという形できちんとすべきではないかなという思いでありましたので、質問させていただきました。再度お願いします。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） ただいまのような利用調整というのが非常に大切というふうに思いますので、実際の施設の運営に当たっては、今の意見というものを十分反映するような形で取り組んでまいりたいと思います。

議長（下斗米一男君） 10番山口健一君。

10番（山口健一君） 委員長にお伺いしますけれども、道の駅として指定するというふうな、ちらっとそういう話も聞いたような気がしますけれども、そういった点での今後の道の駅の指定をどのように考えているのかというふうな話があったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（下斗米一男君） 堀崎委員長。

産業経済常任委員長（堀崎松男君） 確かに道の駅については、いろいろ議論がございました。現在内部において協議中という答弁でございました。

議長（下斗米一男君） 10番山口健一君。

10番（山口健一君） では、当局の方にお伺いします。道の駅の指定というのは、なかなか距離的なものとか、周辺市町村にあるとなかなか厳しいというふうな状況を聞いていましたけれども、今後指定に向けて、指定できるような状況にあるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 道の駅の関係でございますが、以前は距離の要件というのがあったようでございますが、現在の指定基準の中では、距離の基準というのは特にございません。

そういったことで、要件的には24時間利用できるトイレ、それから情報機能がある、そういったのが要件になっているところでございまして、これにつきましては国土交通省と現在協議中でございまして、指定の

方向でいろいろ検討をいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第6号「観光交流センター条例」は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下斗米一男君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第7号、議案第9号、議案第10号

議長（下斗米一男君） 日程第5、議案第7号、議案第9号及び議案第10号を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。中塚建設常任委員長。

〔建設常任委員長中塚佳男君登壇〕

建設常任委員長（中塚佳男君） 本定例会において建設委員会に付託された議案3件について、去る9月7日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

なお、委員会では審査に先立ち、議案第9号及び議案第10号について、現地調査を実施したところであります。

最初に、議案第7号「特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」について申し上げます。

本条例は、久慈都市計画において準工業地域に指定されている地域、約33ヘクタールを特別用途地区に都市計画決定を行い、大規模集客施設の建築制限について必要な事項を定め、都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市の秩序ある発展を図ろうとするものである。

なお、大規模集客施設の建築制限につきましては、久慈市総合計画にも盛り込んであり、また本年、内閣総理大臣から認定された久慈市中心市街地活性化基本計画の認定要件にもなっているところであるとの説明がありました。

審査の中で、本条例の制定によって、地域の実態にそぐわない規制をすることとならないのか、また当該

地域を将来用途変更する考えはないのかとの質疑があり、都市計画の中で将来にわたり望ましい都市の姿をつくっていく上で、ある程度の規制をし、都市全体のバランスをとっていきたい。

用途変更については、準工業地域は商業施設等もある程度建てられるものであり、当面は準工業地域の指定でよいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、準工業地域以外の大規模集客施設建築に対する規制の有無、規制の基準の根拠等について質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第7号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

下長内山手線は、起点を長内町第28地割103番3地先とし、終点を長内町第28地割103番18地先とするものであり、その路線延長は332メートルであります。

また、本路線は、民間により位置指定道路として整備された路線であり、地域住民の利用はもとより、本路線沿いには久慈市消防団第3分団2部屯所も設置されており、緊急時の活動など多くの市民が利用している公共性の高い路線であります。

審査の中では、地元から陳情等があったのか、また認定後の登記事務等はスムーズにいくのかとの質疑があり、本年7月12日に地元の代表並びに地権者から陳情をいただいた経緯がある。登記事務については、認定後速やかに行うが、登記事務がおくれた場合であっても、固定資産税は減免措置で対応するとの答弁がありました。

そのほか、市道認定するための基準や認定までの流れについて質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第9号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

中里南線は、起点を小久慈町第8地割3番22地先とし、終点を小久慈町第37地割41番2地先とするものであり、その延長は344.8メートルであります。

また、本路線は、団体営土地改良事業で農道として整備されたもので、市道と市道を結ぶ循環路線であり、路線沿いには近年住宅が建ち並び、沿線地域住民の利用も多く、また従来から水田耕作等の農業従事者の利

用度も高い路線であります。

審査の中では、認定後すぐの改良を考えているのか、改良する場合、現在の整備計画はどのようになるのか、また排水路を整備する場合、現在整備されている水路とは別に整備するのかとの質疑があり、認定後すぐの改良は考えていないが、整備を行う場合には、市道全体の整備計画の中で重要性、緊急性を勘案し、検討したい。

水路については、改良を行う際に考えるべきものと思っているが、農業従事者や住民との協議において兼用できればよいのではないかと考えているとの答弁がありました。

そのほか、陳情及び地権者の同意の有無、市道認定の際の幅員と道路敷の考え方について質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第10号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（下斗米一男君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第7号「特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」、議案第9号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」、議案第10号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」、以上3件は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、議案第9号及び議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第1号

議長（下斗米一男君） 日程第6、議案第1号「平成19年度久慈市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の審議方法についてお諮りいたします。第1条歳入歳出予算の補正については、歳入歳出ともそれぞれ

れ款ごとに説明を受け、審議を行うことにしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よ
って、そのように決定いたしました。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入9款地方交付税、
説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） それでは、事項別明
細書によりご説明申し上げます。

12ページになります。

9款地方交付税、1項地方交付税は、1目地方交付
税に普通交付税7,124万円を計上いたしました。なお、
本市の本年度普通交付税額につきましては63億7,877
万5,000円に決定されたところであり、18年度当初決
定額と比較しますと7,643万9,000円、1.2%の増とな
ります。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

13款国庫支出金、説明を求めます。末崎総務企画部
長。

総務企画部長（末崎順一君） 13款国庫支出金、1
項国庫負担金は、4目災害復旧費負担金に負担金の内
定見込みにより土木施設災害復旧事業1,598万7,000円
を計上、2項国庫補助金は5目土木費補助金に補助金
の内定見込みにより道路新設改良事業110万円の増ほ
か1件の増、合わせて495万円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

14款県支出金、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 14款県支出金、2項
県補助金は、5目農林水産業費補助金に県補助金の内
定見込みにより漁港整備事業1,350万円の増ほか2件
の増、合わせて1,648万8,000円を計上、8目教育費補
助金にいわてコミュニティ・スクール推進事業80万円
を計上、県補助金は合わせて1,728万8,000円を計上、
3項委託金は5目土木費委託金に河川障害物除去業務
1万9,000円の増、7目教育費委託金に問題を抱える
子ども等の自立支援事業委託費155万4,000円の増ほか

1件の増、合わせて163万9,000円を計上、委託金は合
わせて165万8,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

15款財産収入、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 15款財産収入、1項
財産運用収入は、1目財産貸付収入に教員住宅使用料
66万7,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

18款繰越金、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 18款繰越金、1項繰
越金は、1目繰越金に前年度繰越金1億1,664万6,000
円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

20款市債、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 20款市債、1項市債
は、歳出補正予算に関連し、3目農林水産業債に漁港
整備事業債1,350万円の増、4目商工債に街なか再生
推進事業債140万円の増、5目土木債に街路整備事業
債290万円の増。

14ページになります。

7目教育債に市民文化施設整備事業債の借換9億
5,795万円の増、8目災害復旧債に過年発生補助災害
復旧事業債700万円の増、9目臨時財政対策債に117万
7,000円の増、市債は合わせて9億8,392万7,000円を
計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出補正予算、給与費明細書及び2款総務費、
説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 26ページになります。
補正予算給与費明細書、特別職になりますが、表の

一番下の比較欄でご説明申し上げます。

その他の特別職で職員が3人の減となっておりますが、これは教育研究所研究員及び山村文化交流センターの嘱託職員を、事業執行上の効率化を図るために臨時職員に振りかえたことによるものでありまして、報酬で194万7,000円、共済費で17万3,000円、合わせて212万円の減となります。

それでは、前に戻っていただき、16ページになります。

2款総務費、1項総務管理費は、5目財産管理費に財政調整基金積立金1億2,464万2,000円を計上、6目企画費に10月に釜石市で開催されるリアス・ハイウェイ早期実現大会負担金9万6,000円を計上、9目諸費に自衛隊音楽隊招致事業費20万円の減ほか1件の組替を計上、総務管理費は合わせて1億2,453万8,000円を計上、2項徴税費は2目賦課徴収費に固定資産税賦課経費47万3,000円を計上、3項戸籍住民基本台帳費は1目戸籍住民基本台帳費に戸籍住民基本台帳事務経費の組替を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

3款民生費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 3款民生費、2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費に事業執行の効率化を図るため、放課後児童健全育成事業費の組替を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 4款衛生費、1項保健衛生費は、1目保健衛生総務費に母子保健事業費の組替を計上、4目環境衛生費に山根町野頭地区水道組合が整備をいたします小規模飲用水施設整備に対する補助金600万円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。24番八重櫻友夫君。

24番（八重櫻友夫君） 小規模飲用水施設整備につ

いてお伺いいたします。

この事業は、旧久慈市にとりましては余り聞かなかった名称なんですが、山根町細野地区だと思んですが、大変素晴らしい事業で、この地域の人たちは大変助かっていると伺っております。

そこで、お伺いしたいんですが、小規模飲用水施設整備の内容について、どのような地元負担があり、そしてどのような補助があるのか、その中身についてお願いしたい。

それから、今後該当するのは、旧山形村の荷軽部地区もこの事業に該当するかどうかお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（下斗米一男君） 佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） ただいまの質問の小規模飲用水の関係の内容をご説明いたします。

これは交付要綱で定めてございます。旧山形村時代からの流れでございまして、3月6日告示でございまして。地域住民組織が飲用水の給水施設等を新設し増設または改造する場合に助成するというものでございます。おおむね5戸以上で構成するということが定義となっております。

新設する場合においては、当該経費の10分の8に相当する額以内の額を助成するということとすし、増設あるいは改造につきましては10分の5というふうな内容になってございます。

そういうこととございますので、先ほどの山形地区の部分についてはおおむね検討がつくと思います。今までこの助成制度を旧山形村の時代から現在まで、飲用水施設を整備して、利用している箇所は7施設というふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 荷軽部地区の水道整備事業は、現在簡易水道整備事業で事業を推進すべく取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

6款農林水産業費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 6款農林水産業費、1項農業費は、2目農業総務費に来内地区集落センタ

一修繕に係る農業総務事務費32万1,000円を計上、5目農地費に日野沢地区営農飲雑用水施設維持管理費198万8,000円を計上。

18ページになります。

6目地籍調査費に地籍調査事業費の組替を計上、農業費は合わせて230万9,000円を計上、2項林業費は1目林業総務費に暴風雪により被害を受けた市有林の保険請求に必要な測量経費等に係る市有林管理経費80万3,000円を計上、3項水産業費は1目水産業総務費に市債管理基金積立金298万8,000円の増ほか1件の増、合わせて308万8,000円を計上、4目漁港建設費に事業費の確定見込みにより漁港整備事業費2,700万円を計上、水産業費は合わせて3,008万8,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

7款商工費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 7款商工費、1項商工費は、2目商工業振興費に事業費の確定見込みにより、街なか再生推進事業費143万9,000円の増ほか3件の増、合わせて4,318万5,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。11番中平浩志君。

11番（中平浩志君） それでは、1点質問させていただきます。

この中の岩手県東北・沿岸地域振興、保証金になりますけれども、実際にどれぐらいの件数を使われているのか、内容をお聞かせいただきたいと思います。

なぜかといいますと、この事業に関しては、銀行が主に各企業を回りながら、こういういい制度がありますよということで随分宣伝して歩いていたのが記憶にありますし、そういった部分では比較的県内にもない、いい事業だったのかなというふうに私自身は思っておりますので、詳しい内容をお聞かせください。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 東北・沿岸振興の質問にお答えを申し上げます。

以前議会におきまして、東北・沿岸振興の貸し付けがハードルが高いのではないかと議論等があった

ところがございます。

この件につきまして、融資を担当しております岩手県の保証協会、それから市内の金融機関に私どもは議会の議論の中の内容を把握しながら、貸し付け緩和とありますが、積極的な貸し付けにつきまして、各行にお願いをいたしましたところがございます。それを受けて、ただいま議員からお話のありましたように、金融機関がそれぞれ事業者の皆さんにPRをしていただいたというふうなところがございます。

現在の貸し付けでございますが、7月末でございますが、44件、12億1,950万円の貸し付けの実績になっているものでございます。この制度につきましては、18年度から始まったわけでございますが、前年が9件、2億500万円の実績でございましたので、件数で4倍、金額で5倍の伸びになっているものでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

8款土木費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 8款土木費、1項土木管理費は、1目土木総務費に岩手県防災協会負担金1万3,000円を計上、2項道路橋梁費は2目道路維持費に市道の路面損傷復旧に係る道路維持補修経費162万円を計上、3目道路新設改良費に事業費の確定見込みにより道路新設改良事業費200万円を計上。

20ページになります。

道路橋梁費は合わせて362万円を計上、3項河川費は1目河川改良費に河川障害物除去事業委託経費1万9,000円を計上、5項都市計画費は2目街路事業費に事業費の確定見込みにより街路整備事業費700万円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 工事請負費、これは歳入を見ると、国庫補助事業の確定なわけですが、道路新設改良事業の内容についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

もう1点、河川費で除去委託費が1万9,000円の増になっているんですが、今の時点での補正計上というのは、算定基準というのが変わったのか、何か特別に計算方法が変わって、今の時点での補正計上なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 土木費にかかわってのご質問にお答え申し上げますが、道路整備費の道路新設改良費200万円の増額につきましては、これは交付金事業でございます、柏崎大通り線の舗装補修工事の内示の増でございます。

それから、河川障害物除去事業委託経費につきましては、当初見込みより、精査した結果、県の方から1万9,000円の増額があったというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

10款教育費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 10款教育費、1項教育総務費は、3目教員住宅費に維持管理費66万7,000円を計上、5目教育研究指導費に事業費の確定見込みにより問題を抱える子ども等の自立支援事業費141万9,000円の増ほか2件の増、合わせて230万9,000円を計上、教育総務費は合わせて297万6,000円を計上いたしました。

2項小学校費は、1目学校管理費に久慈小学校の耐力度調査を実施する学校維持補修経費530万7,000円を計上、3項中学校費は、3目学校建設費に移転する長内中学校の通学路の防犯灯を整備する長内中学校移転改築事業費282万1,000円を計上、4項社会教育費は、1目社会教育総務費に市民芸術文化祭開催経費の組替を計上。

22ページになります。

4目文化会館費に10月に開催される菊原光治地歌箏曲演奏会実行委員会補助金75万円の増ほか1件の減となりますが、この目の補正額はありません。

5目三船十段記念館費、6目山村文化交流センター費は、それぞれ組替を計上、社会教育費の補正額の増減はありません。

5項保健体育費は、1目保健体育総務費に市民弓道場の修繕に係る体育施設維持管理費22万5,000円の増ほか1件の増、合わせて129万1,000円を計上、3目学校給食費に組替を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。9番小倉建一君。

9番（小倉建一君） 歳入の方で財産収入におきま

して、教員住宅使用料66万7,000円がありまして、今回また歳出の方でも教育費でも21ページですが、66万7,000円の支出があるわけですが、これがかかわりがあるのかどうかお伺いしますし、もしあるとすれば、どうかかわりになっているかお伺いしたいと思います。

議長（下斗米一男君） 大湊教育次長。

教育次長（大湊清信君） 教員住宅の維持管理費の関係でございますが、これはA L T、現在3名来ておりますけれども、そのA L Tに係る宿舍、公舎を移動した関係で、その見合い分を歳入と歳出で見込んだということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 小学校費ですが、耐力度調査費が補正計上になったということですが、この成果品はいつの時点で予定しているのか、この成果品が出たことによって、久慈小学校改築へ一歩踏み出すわけですが、その後の予定といいますが、工程といいますが、どういうことになるのかお聞かせください。

議長（下斗米一男君） 大湊教育次長。

教育次長（大湊清信君） 久慈小学校の耐力度調査の関係でございますが、国の方から通知がございまして、耐力度測定の数値が1万点のうちの5,000点以下でなければならないという従来の基準があったわけですが、これが4,500点まで下がるということで、有利な段階での危険校舎改築事業補助を受ける分に対応した方がいだろうという判断をいたしまして、今回急遽補正予算を計上させていただいたというものでございます。

それで、今後の対応でございますが、以前、一般質問の際にもお答え申し上げておりましたけれども、耐力度調査を踏まえた建設構想をできるだけ早い時期に策定してまいりたいと考えております。その時点でその後の日程が決まってくるだろうと、こういうふうと考えております。

今年度いっぱい調査を終えるということでございます。

議長（下斗米一男君） 24番八重櫻友夫君。

24番（八重櫻友夫君） 先ほど総務部長の説明でちょっと聞き取りづらかったんですが、長内中学校の移

転改築事業費、この中身を教えてください。

議長（下斗米一男君） 大湊教育次長。

教育次長（大湊清信君） 長内中学校の移転につきましては、生徒の登下校の安全対策を講じるべきだというような議会の討論を踏まえまして、私どもといたしましては、まず移転事業として、手をかけられるところということで、防犯灯の設置を考えたところでございます。

通学路につきましては、市道上長内日吉町線、これらを中心とした防犯灯の設置を考えておりまして、新設で48灯増設をしたいと考えております。都合この関係につきましては、既存が19灯ありますので、67灯で通学路の防犯対策を講じてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 24番八重櫻友夫君。

24番（八重櫻友夫君） 防犯灯の設置については今準備を進めている中で子供たちも大変助かると思いますが、市道日吉町宇部線、私は以前に一般質問でもお話しした経緯があるんですが、この学校移転については、市道日吉町宇部線はのり面が結構あるものですから、用地を買収しなくても、歩道を設置できるのではないかとこのことを質問した経緯がありますが、幸橋から学校の門のところまででも歩道を設置する考えはないのか伺いたいと思います。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 上長内日吉町線の歩道設置のご質問にお答えしますが、過般の一般質問でも市長の方からご答弁申し上げておりますが、長内中学校が旧商業高校の方に移転するというふうなこと等もございまして、急激に児童・生徒に対する交通安全の機運も高まってきております。

今後、整備手法、財政事情等研究しながら、整備に向けてどのような整備手法があるのか、財政事情がどうなのか、検討してまいりたいと、かように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 24番八重櫻友夫君。

24番（八重櫻友夫君） 考えていただいているようですが、12月ごろになれば、移転の準備に入るわけですので、私はあの地域の場合は、市道ののり面があるものですから、歩道をつけなくても、その分だけでも

歩道として利用できるように確保できるのではないのかという思いがありますので、財政的な事情については十分わかりますので、子供たちの安全のためにも防犯灯は大事ですが、歩道設置もよろしくお願いを申し上げて、答弁はいいです。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費は、事業費の確定見込みにより、1目道路橋梁災害復旧費に1,665万3,000円を計上、2目河川災害復旧費に731万7,000円を計上、土木施設災害復旧費は合わせて2,397万円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

12款公債費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 24ページになります。

12款公債費、1項公債費は、1目元金に市民文化施設整備事業債の借換分、元金償還金9億5,795万円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条債務負担行為の補正、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 第2条債務負担行為の補正につきましては、表によりご説明申し上げます。4ページになります。

第2表債務負担行為補正であります。路線バス運行事業について、この表のとおり、期間及び限度額を定めようとするものであります。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 路線バス運行事業のことですので、若干お聞かせ願いたいと思います。

第1点は、地域公共交通会議が設置されたわけですが、設置のあれは、道路運送法に基づいてつくったということですが、なぜ条例でなかったの

か。要綱というのは、議会に改正等も要らない、手続が要らないやり方なんですけれども、なぜ条例ということにならなかったのか。道路運送法にはどちらでもいいと書いてあるのか、要綱を選択した理由についてお聞かせいただきたい、それが第1点です。

それから、この要綱の第5の3では、会議は原則として公開で行うとありますけれども、そうしますと、議事録の公開はできると思うんですが、その点どうなのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、交通会議に出された資料をいただきましたけれども、バス路線の廃止の経緯というのが報告の1であります。久慈市地域公共交通会議は8月28日に1回しか開かれておりません。この会議に案としてすべて出されて、承認されたということなのかわかりませんが、そこで追認されたということになると思うんですけれども、実際に案をつくったのは、4月24日に開かれた第1回岩手県生活交通対策協議会久慈地方分科会が中心になってつくったのか、6月29日には第2回が行われていますが、ここでつくられて、最終的に8月28日の第1回久慈市地域公共交通会議で諮って、私は追認ということだと思うんですが、そういう機関なのか。

公共交通会議は道路運送法に位置づけられている会議ですけども、結局公共交通会議というのは、出された案を審査すると。もともとのものをつくるという会議ではないんですね、その点を確認させていただきたいと思います。

それから、予算書もいただきましたが、8系統13路線なんだと。運行経費は7,547万8,000円、これは年間だと思います。運賃収入を3,056万6,000円で算定して、その差額の4,491万2,000円が債務負担行為の中で予算化されようとしていると。路線ごとの3,056万6,000円の算定基準、乗車率なり乗車人数を何人見て、3,056万6,000円をはき出したのか。

もう一つは、8系統となっていますが、8系統13路線とあります。8系統とした場合、どこか合併になるわけですけども、ここには13路線ありますが、どこどこが合併になって、系統になっているのか、それについてもお聞かせいただきたいし、13路線の積算根拠を示していただきたい。

それと、算定の運賃が3,056万6,000円だということですが、仮に利用者が少なくて下回った場合に、委託

業者に不足分を払うことになるのか、どういう経過なのか、あるいは多くお客さんが乗って黒字になった場合、その際どうなるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

とりあえず以上です。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） まず、地域公共交通会議の設置根拠ということでございますけれども、法律では、条例に基づかなくてもいいということになっております。

それから、会議録につきましては公開をいたします。

それから、いつこの案をつくったのかということでございますが、これは地域公共交通会議を開催するために、それに向けて初めて整理をして、案を示したものでございます。

それから、路線ごとの基準ということでございますけれども、8系統なわけでございますが、この根拠を具体的に示すことにつきましては、これから競争入札がありますので、適正に執行するということを考えますと、それについてはご勘弁をいただきたいと思いますが、JR路線の運行経費等をもとにして算定したものでございます。

それから、収入が下回った場合どうするのかということでございますが、これにつきましては全員協議会等でもご説明申し上げましたが、精算をして、その額で収入と経費の差額でお支払いをするということになります。ですから、逆に収入がふえた場合には、支払う額が最初の契約額よりは小さくなるというものでございます。

以上です。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 法律では条例に基づかなくてもいいということで要綱にしたということでありまして。しかし、3年で1億3,473万6,000円の債務負担行為、今、答弁があったように、もし赤字であれば、単年度で収支が出て、赤字の場合はその分払うということでしょう。そんな重要なことが要綱でやられるというのはとんでもないことです。

私たちは債務負担行為の予算でしか審議できない、議会では、あるいは今後収支バランスが悪くなって、最終的に年度ごとでしょうけれども、赤字が出たので、補正なりして、支払うことになるだろうという答弁で

すね。そうしますと、そのときに議論はできますが、しかしもう少し条例によって、きちんと議会でも議論できるような状況をつくった上でやるべきだというふうに思うので、条例に基づかなくてもいいということだから、要綱にしたという理由では、私はやはり市の財政を預かる者として、本当に軽率だと思います。そして、議会には全員協議会でやればいんだと、そんなものじゃないでしょう、この問題は、これは要綱というものではないと思いますので、ぜひこれは見直しを図っていただきたいというふうに思います。

それから、久慈地域公共交通会議にけるために原案をつくって出したんだということですが、それは当然岩手県生活交通対策協議会久慈地方分科会では協議していないんですか。単に市の内部だけでつくった案として、交通会議に8月28日にかけたのか。しかも、一日だけで終わっている。

その後全協という流れなんですけれども、私はこの会議に参加した方の感想として聞いたことは、盛岡から来て参加する会議ではなかったという感想を聞いているんです。議事録は公開すると言いますから、見せていただきますけれども、どういう議論があったのかわかりませんが、まさに提案されて、それが大体追認された形の会議でなかったのかというふうに私は思うんですが、そういう感想も私の耳に入っておりますので、そういう点で久慈地域公共交通会議そのものが一定の段階を進めていく上での追認機関だけになっているのではないかと危惧するが、そういう点に心配はないのか、お聞かせいただきたいとします。

もう1点、収支が赤になれば、補正予算を組んで出すんだということです。そうしますと、民間委託していくと。その民間の方々はお金をかけて、乗車させるための努力をしますか。そのことを要求していくんですか。私はそのことが心配ですよ。経費をかけて、やるんでしょうか。私はどうもその点、こういうやり方、まさに底なしのやり方です。市の財政が幾らでも赤字になれば出てくるという仕組みはつくるべきではない。

市の財政の支出なんですよ。あなた方個人のお金ではない。お金がないと言っておきながら、こういうやり方をするということについて、私はやはり再吟味すべきだというふうに思いますので、例えば債務負担行為が最大の上限なんだということであれば、一定程度理解はできますけれども、毎年の収支で赤字になったら

補てんしていくんだということですよ。しかも、それを3年間も続けるということ。

財政が大変だ大変だという中で、こういうやり方について、やはり見直しをすべきだし、本議会に提案していますけれども、これは考え直すべきだというふうに私は思います。そういった点が十分議論されないまま、今日に来ているわけですから、ぜひ足の確保をすることも大事でございますが、底なしの財政出動では市民の納得を得られないというふうに思いますので、再度ご答弁を求めます。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 今回のJRバスが撤退するという事は、まさに緊急事態でございます、これにかわって、4条の許可といたしますか、運行の許可を取るといのは大変時間のかかるものでございます。これを短縮するために、久慈地域公共交通会議をまずその必要性があつて開催したものでございます。

この会議は、まず市が運行計画を立てまして、その運行計画の立ったものについて、議事内容はお配りした資料のとおり、起点と終点の承認、そして運賃の上限、基準の特例がございます。例えば車両が低床バスでなくてもいい。今、急に確保するという事は大変難しい。だけど、この会議で認められれば、期間を短縮できると。そのためにかけたものでございます、まず第一義的にですね。

これは将来的には将来のバスの交通のあり方、そういったものは考えていかなければならないと思います。その前に全員協議会で議員の皆様方にその案をお示しして、ご説明して、ご承認をいただいたと思っております。そういうことでご理解いただきたいとします。

それから、収支の赤を全部負担するという事についていかなものかということでございますけれども、やはりこれは利用促進を図って進めるんだと、協議会等つくって、市民みんなで進めましょうと。そういった努力をすることによって、今の赤字がどんどん小さくなるように持っていかなければ、いかんでしょうという考え方なんです。

ですから、3年という検証期間が短い長いということになりますが、1年では短いと思います。5年だったらいいかということ、そうはいかない。例えば

補助金の期間は3年という周期設定もするということ
であります。例えば1年では検証できないんです。や
はり3年は必要だろうといったようなことから、利用
促進を図りながら、持っていこうというものでござい
ますので、その点につきましてはぜひご理解いただき
たいと思います。

以上です。

議長（下斗米一男君） 8番畑中勇吉君。

8番（畑中勇吉君） バスの関係では大変期間がな
いところ、市民バスを走らせていただけるということ
については大変感謝申し上げたいと思いますが、ただ
全員協議会でも皆さんからお話が出されたように、課
題もたくさんあるということで、十分その分を踏まえ
て、ぜひ住民のニーズに合ったようなバス運行にして
いただきたいということをお願いしたいと思います。

そこで、3年間の予算の関係なんですけれども、18
年度決算の実績、いろいろ運行の形態が違いますけれ
ども、委託代替ですが、それから市のバスを走らせ
たりしているんですが、その費用等を積算しても、その
数字とちょっと符合しないというふうな感じに私は思
っているんです。

ですから、積算の根拠を、予定乗車人員なり一応出
したと思うんですが、その人数は前年と比較してどう
なのか、どういうふうな見積もりをしたのか。それか
ら、路線別等の支出の内容、前年の費用に比べて何%
の上乗せをしたのか、その比較についてちょっとつか
み切れない数字なんです。その分をぜひ根拠といいま
すか、お示しいただきたいと思います。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） ただいまの経費につ
いてのご質問でございますけれども、1路線ずつ歳入
歳出といいますが、経費を計算しております。それは
さまざまな今までの市民バスの組み合わせ、患者輸送
バスもあります。いろいろな組み合わせをお示しした
とおりの案で組み立て直しをして、さまざまな角度か
ら経費を計算いたしました。

ただ、それをお示ししますと、実は単価といいま
すか、そういったものがわかる内容になっております。
したがって、先ほども申し上げましたが、その内
容については具体的にお話し申し上げるということに
つきましてはご勘弁をいただきたいと思います。ぜひ
ご理解いただきたいと思います。

議長（下斗米一男君） 1番梶谷武由君。

1番（梶谷武由君） 二、三お伺いします。

入札の予定価格は設定してあるのかどうか、それか
ら入札の形態については指名競争入札と伺ったわけ
ですが、一括入札となるのか、そうでないとすれば、ど
のような分け方の入札となるのかお伺いをします。

それから、運賃収入の確認方法はどのようにして確
認をするのか、お伺いをしたいと思います。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） まず、予定価格につ
きましては、これから入札の直前に決めるということ
になります。

それから、指名競争入札を予定しているところでご
ざいます。現段階では、一括ではなく、系統ごとに入
札を行うという考え方であります。

運賃の確認につきましては、当然報告をいただいて、
必要があれば、調査をするというような形で確認をし
ていくということになります。

議長（下斗米一男君） 1番梶谷武由君。

1番（梶谷武由君） 路線の系統ごとという話でし
たが、その系統は13路線をどのように、8系統に分か
れているわけですが、系統ごとの路線名をお伺いした
いと思います。

それから、収入の確認は、業者からの報告を受けて、
それで確認をした、直接現金を確認するとか、あるい
は確認するための資料といってもないでしょうか、業
者の言ったのをそのまま信用するという形になるのか、
もう一度お伺いします。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 系統については8系
統を予定しておりますが、それについても入札に係る
ことでございますので、控えさせていただきますと思
います。

それから、収入の確認でございますが、これは今さ
らに事業者に大きな負担をかけるということでもあり
ませんし、また議員がご心配のとおり、正確に確認を
しなければいけないといった背景もありますので、今
さらにそのバランスを考えて詰めていくということ
にしているところでございます。かぎをかけて、集金
をするということだけは確かでございます。

以上です。

議長（下斗米一男君） 14番桑田鉄男君。

14番（桑田鉄男君） 債務負担行為の補正、路線バス運行事業にかかわっての追加補正ということでお尋ねをします。

先ほど城内議員からも地域公共交通会議の話が出ましたが、全員協議会のところでも、そのメンバーについてはどういうふうな方々なのかということで、職名等については聞いたところでございます。そして、28日に会議が開かれたということで、議会にも資料ということで、そのメンバーについてもいただいております。これについては市長が委嘱なり任命をするということのようなんですが、利用者代表とかで山形地域の人を入れるという考えはなかったのかなと。見ていると、そういう方が入ってございませぬので、まずそのことについてお尋ねをしたいと思います。

あと、全員協議会以降の入札等に向けての今の進捗状況についてもお尋ねをしたいと思います。例えば委託運行バス事業者の円滑な参入を図るため、ＪＲバス停留所の市への無償譲渡・貸与や駅前バスプールの継続使用、券売所の確保など、可能な支援に努めるということも基本方針の中に入っております。

そういうことからすれば、この前の一般質問等でもいろいろ今後のことについても議論はされたわけでございますが、早ければ9月にも入札という話もあったわけでございますので、その進捗状況についてお尋ねをします。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） まず、地域公共交通会議の委員の中に山形地区の方が見えないというご質問でございますけれども、これについては利用者代表といいますが、そういったところの区分の話だろうと思います。

これはそれぞれ私たちが今回考えておりましたのは、交通弱者といいますが、その点を救うというのがまず第1点にあったわけです。したがって、高齢者の代表という方、あるいは生徒、そういったところを代表する方々を入れていったと。それは決して地区とかということではなくて、そういった面での選出でございまして、お願いしたところでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、進捗状況ということでございますが、今、9月の末、あるいは10月の初め、場合によっては今準備を見ながら、入札に向けて、9月中を目標としてお

りますけれども、10月の初めになるかもしれませんが、入札に向けて鋭意準備をしているところでございます。

以上です。

議長（下斗米一男君） 14番桑田鉄男君。

14番（桑田鉄男君） 入札に向けて進めているということでございます。その中で先ほど話をした例えば停留所の件とか、駅前のバスプール、そういうことについての交渉はどうなっているのかなということも心配するわけなので、お答えをいただければと思います。

あと、この会議の資料をいただいたんですが、その中で19年9月末、ＪＲバス東北から東北運輸局に廃止の届け出（見込み）というのがございます。そうすれば、現時点ではＪＲバスの方から運輸局に廃止の届け出がまだ出されていないのかなと思うわけでございます。

私、前にも全員協議会等でもお尋ねをしたんですが、市から補てん分といいますが、お金を出すのであれば、ＪＲバスにもそのことをお話しして、路線の継続ということができなかったのかなという話をしたわけでございますが、再度そのことについてお尋ねをしたいと思います。

平成17年度からですか、市民バスに移行する際も、たしかあのときは1,100万円ぐらいの委託料をいただければ、ＪＲバスがそのまま運行してもというふうな話もあったやに聞いております。そういうことからすれば、できればＪＲバスの方がよかったのかなというふうな観点からお尋ねをします。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） まず、大変失礼いたしました。停留所等につきましては、ＪＲバス東北の方からいただけるという内諾を得ているところでございます。

それから、今回のＪＲバス東北がこれから廃止届を出されると思いますが、それは前にもお話しいたしましたけれども、岩手県生活交通対策協議会で本社の方が、幾らお金をいただいても運行しませんと。要するに市内バス路線から撤退しますと、撤退する方針ですということをはっきり言われたということでございます。

平成17年度のお話でございますが、その後、私も調査をいたしましたところ、やはり同じような形で、どんな形であっても撤退するということがあったわけで

すが、それで今の形で入札をするという方針が決まったと。私が聞いていますところでは、会社の方針が変わったと。それで、今、議員がおっしゃったような、お金をいただけるのであれば、路線運行できたといったようなお話があったというふうに聞いておりますが、その時点ではいろいろな事情があったと思いますけれども、今回につきましては、そのときのことでなくて、現在の本社の方針ということで撤退するという意志は変わらないということでございます。

以上です。

議長（下斗米一男君） 14番桑田鉄男君。

14番（桑田鉄男君） わかりました。

あと、今後指名競争入札ということなんですが、何社ぐらいを予定しているのか。そして、例えばこういう方は指名しない、例えば何か違反とか、そういうのがあった業者についてはどうなのかということについてお尋ねをしたいと思います。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 指名業者につきましてはこれからになるわけですが、まず想定しておりますのが市内のバス事業者、つまり許可を受けた方、あるいは許可を受ける見込みの方、そういった方が対象になります。したがって、数はその時点でないとわかりません。

以上です。

議長（下斗米一男君） 9番小倉建一君。

9番（小倉建一君） 何点かお伺いしますが、先ほど8系統13路線で、8系統については公表できないというようなことでありましたが、特に入札に何も問題ないかなと思って理解できないわけですが、公表できない理由を詳しく説明願います。

もう1点は、先ほども出ていますが、営業努力があってもなくても、契約額で収入があるというようなことなわけですが、当然契約書には営業努力の項目を盛るかと思いますが、その確認と、営業努力について市では当然評価しなければならないわけですが、その評価の方法をお願いいたします。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） まず、路線8系統の区分でございますけれども、これはそれぞれの運行距離がありまして、その距離等が参考になるということになります。それぞれ入札に参加される方がそれを見

て、見積もりをするということになりますので、今の時点ではまだお話を申し上げられないということでご理解いただきたいと思います。

それから、当然収入を上げる努力を委託運行業者がしなければならないわけですが、それはもちろん利用者の数とか、そういった点が出てくるかと思いますが、それを直ちに評価して、金額が減ったから、直ちにその分を事業者が責任を負うんだといったようなところまではまだ考えていないところでございます。

以上です。

議長（下斗米一男君） 9番小倉建一君。

9番（小倉建一君） 営業努力もしていただきたいというのを落札業者にどういうふうにお願ひするのかというのと、営業努力をしてもらっているかなというのをどういうふうに関後に評価するかというのを聞いたかったわけです。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 営業努力につきましては、もちろん運賃の関係もありますが、利用者に対するサービスといいますが、障害者とか、高齢の方々に対する親切の度合い、苦情に対する対応、そういった点も評価の視点に加えるというふうに考えているところでございます。

議長（下斗米一男君） 9番小倉建一君。

9番（小倉建一君） ちょっと視点を変えて、どんどんバスを利用してくださいという営業努力についてはどのように考えているかお伺いいたします。業者をお願いする分です。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 営業努力、その利用促進についても、みずからが図ると、努力をするという条項については設けるという考え方であります。

以上です。

議長（下斗米一男君） 評価の仕方の答弁はないんですか。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 評価の仕方につきましては、先ほど申し上げましたが、もちろん利用料金、乗車人数、それらも入ります。そういった点ももちろんポイントになってくると思います。それを仕様なり何なりで盛る形にはなると考えているところでございます。契約については、これから再度さらに詰めてまいる考えでございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。
次に、第3条地方債の補正、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 第3条地方債の補正につきまして、表によりご説明申し上げます。

6ページ、7ページになります。

歳出補正予算に関連して、市民文化施設整備事業の借換を追加するとともに、漁港整備事業ほか4件について限度額を変更しようとするものであります。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） この追加の借換の分ですが、これよっての節約できる額は幾らなんですか、幾ら算定できるんですか、何%といいますが、お聞かせください。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） この借換につきましては、当初20年を予定しておりますが、民間の資金が入っている関係で10年で最初償還をし、その後、残り9億5,795万円の借換をするというものでございます。これにつきましては、今後見積もりをとって、利率については決定になるというものでございます。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第1号「平成19年度久慈市一般会計補正予算（第2号）」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下斗米一男君） 全員起立、ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第2号

議長（下斗米一男君） 日程第7、議案第2号「平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、

審議を行うことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） それでは、議案第2号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページをお開き願います。

2歳入であります。3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費補助金は150万円の増額を計上、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は10万円の増額を計上、6款1項市債、1目下水道事業債は140万円の増額を計上、これらは漁業集落排水事業費の増額に伴うものであります。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） 12ページをお開き願います。

3歳出であります。2款漁業集落排水事業費、1項1目漁業集落排水整備費は、桑畑地区汚水処理場施行監理委託料として300万円の増額を計上いたしました。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

第2条地方債の補正、説明を求めます。中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） 4ページをお開き願います。

地方債の補正であります。第2表のとおり、事業費の増に伴い、その限度額を140万円増額し、9,780万円にしようとするものであります。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第2号「平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第3号

議長（下斗米一男君） 日程第8、議案第3号「平成19年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は一括説明を受け、審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

説明を求めます。嵯峨水道事業所長。

水道事業所長（嵯峨喜代志君） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

第2条収益的収入及び支出の補正につきまして、予算実施計画補正によりご説明申し上げます。

4ページ、5ページをごらん願いたいと存じます。

今回の補正は、本年10月に供用開始予定でございます。県営事業による日野沢地区営農飲雑用水施設の受託管理運営費を計上しようとするものでございます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、3款営農飲雑用水給水受託事業収益、1項営業収益は、1目給水収益、3目その他営業収益に合わせて93万5,000円の増額を計上いたしました。

支出でございますが、3款営農飲雑用水給水受託事業費、1項営業費用は、1目受託管理費に施設維持管理費224万5,000円の増額を計上いたしました。

次に、6ページ、7ページをごらん願います。

資金計画補正及び予定貸借対照表補正でございますが、今回の補正に基づいて、それぞれ数値を調整したものであります。

以上で説明を終わります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第3号「平成19年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）」は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第9 発議案第3号、発議案第4号

議長（下斗米一男君） 日程第9、発議案第3号及び発議案第4号を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案2件は、各党派共同提案でありますので、会議規則第37条第3項及び先例により、議事の順序を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、採決いたします。発議案第3号「義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める意見書の提出について」、発議案第4号「教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める意見書の提出について」、以上2件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第3号及び発議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉会

議長（下斗米一男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第3回久慈市議会定例会を閉会いたします。

午後0時23分 閉会